

岩手県告示第622号

鳥獣保護区の存続期間の更新（平成27年岩手県告示第830号）で告示した九戸村折爪岳鳥獣保護区の区域を次のとおり変更した。

令和7年10月31日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 変更後の九戸村折爪岳鳥獣保護区の区域 九戸郡九戸村地内の国道340号と九戸郡九戸村と同郡軽米町の境界との交点を起点とし、起点から国道340号を南に進み村道江刺家福岡線との交点に至り、同点から同村道を南西に進み村道長興寺二戸線との交点に至り、同点から同村道を北西に進み九戸郡九戸村と二戸市の境界との交点に至り、同点から同境界を北に進み九戸郡九戸村と同郡軽米町の境界との交点に至り、同点から同境界を北東に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域
- 2 鳥獣保護区の保護に関する指針 別紙のとおり。

備考 「別紙」は、省略し、岩手県環境生活部自然保護課及び県北広域振興局保健福祉環境部に備えておいて縦覧に供する。